

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正  
する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の195」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の205」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例第7条第2項の規定の適用については、平成22年12月に支給する期末手当に限り、同項中「100分の205」とあるのは、「100分の200」とする。

提案理由

期末手当の支給率を改めるため、本案を提出します。

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>(期末手当) 第7条 第1項 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等をした日現在)において、同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の190</u>、12月に支給する場合には<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 省略 附 則 1 <u>この条例は、平成22年12月1日から施行する。</u> 2 <u>この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例第7条第2項の規定の適用については、平成22年12月に支給する期末手当に限り、同項中「100分の205」とあるのは、「100分の200」とする。</u></p>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>(期末手当) 第7条 第1項 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等をした日現在)において、同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の195</u>、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月</td> <td style="text-align: center;">100分の100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月以上6月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3項 省略</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																